

公益社団法人 日本歯科技工士会 2012 年度歯科技工士基準賃金表

日本歯科技工士会では、国家公務員給与や経済指標等を参考に検討を行い、2012 年度の歯科技工士基準賃金表を作成しましたのでお知らせいたします。

なお、適用の時期等については各事業所において考慮の上、参考にしてください。

1. 本表の意味

- (1) 本表は、学卒後試験に合格して就職し、その後同一の事業所に勤務すると想定される者の賃金の推移を見る賃金モデルである。
- (2) 表-1 は、年齢・経験（勤続）年数の増加していく年齢給・経験給であるが、年齢・経験の増加とともに、業務の上でも習熟していくものとしている。表-2 は、業務に着目した職務給であり、2 級以上は役付者としている。

この 2 表は、それぞれ独自に参考としてもよいが、表-1 を基本とし、中途より役職者には表-2 を参考にするという方法もある。

- (3) 賃金体系には表-1 のような属人給※1、表-2 のような仕事給※2、その混合である総合給等の体系があるが、本表では基本給をそれぞれの表で一本化している。

2. 本表の内容

表-1、表-2 の賃金は、所定内（基準内）賃金として毎月決まって支給される賃金のうち、基本給ならびに支給高が一律の諸手当を含むものとし、所定内賃金であるが各従業員によって支給高が異なる手当（通勤手当、扶養手当等）は含まないものとする。また、時間外の残業手当、所定外賃金も含まれない。

3. 改定要旨

- (1) 2012 年度の国家公務員一般職の月給は前年度から据え置かれ、また東日本大震災の復興財源とするため国家公務員給与は減額されており、民間給与実態を下回るとのニュースも聞かれる状況である。
- (2) 東日本大震災からの復興もなかなか進まない中、完全失業率の高止まり、過去最高の生活保護受給者数等依然として景気の低迷が続く、生活面での先行き不安が募っており、厳しい経済状況が続いている。
- (3) 本賃金表においては、以上の状況を勘案しながらも歯科技工士の更なる待遇改善が図られるべきとの観点から、表-1 賃金（年齢・経験別）および表-2 賃金（職務別）とも前年度と同じ数値にて据え置くこととする。

4. 諸手当

賃金項目としてどのようなものを採用するかは各事業所の方針にもよるが、通常挙げられるものを参考までに下記に示す。

扶養手当	住宅手当	皆勤手当
通勤手当	役職手当	技能手当

以 上

※1 属人給（ぞくじんきゅう）

職務内容に関係なく、年齢・学歴・勤続年数等を基準にして定められている給与。年功賃金体系が代表的。

※2 仕事給（しごときゅう）

職務や職務遂行能力等、仕事の要素に応じて決められる給与。

〔表－1〕年齢・経験別

単位:円

年齢	経験年数	等級(号)	賃金	年齢	経験年数	等級(号)	賃金	年齢	経験年数	等級(号)	賃金
20	0	1－1	178,600	34	14	3－1	284,400	48	28	4	391,400
21	1	2	184,300	35	15	2	292,300	49	29	5	398,800
22	2	3	191,300	36	16	3	300,200	50	30	6	406,100
23	3	4	198,300	37	17	4	308,100	51	31	7	413,500
24	4	5	205,200	38	18	5	316,000	52	32	8	420,800
25	5	6	212,200	39	19	6	323,900	53	33	9	428,200
26	6	2－1	222,700	40	20	7	331,000	54	34	10	435,600
27	7	2	230,400	41	21	8	337,800	55	35	11	443,000
28	8	3	238,000	42	22	9	345,400	56	36	5－1	450,400
29	9	4	245,700	43	23	10	353,100	57	37	2	457,500
30	10	5	253,300	44	24	11	360,700	58	38	3	464,500
31	11	6	260,800	45	25	4－1	369,300	59	39	4	471,600
32	12	7	268,400	46	26	2	376,700	60	40	5	478,700
33	13	8	276,000	47	27	3	384,000				

〔表－2〕職務別

単位:円

職務の級 号俸	1級 俸給月額	2級 俸給月額	3級 俸給月額	4級 俸給月額	5級 俸給月額
1	178,600	222,700	284,400	371,200	452,700
2	184,300	230,400	292,300	378,600	459,800
3	191,300	238,000	300,200	386,000	466,900
4	198,300	245,700	308,100	393,400	474,000
5	205,200	253,300	316,000	400,800	481,100
6	212,200	260,800	323,900	408,200	486,100
7	214,900	268,400	331,800	415,600	493,000
8	221,500	276,000	339,500	423,000	499,900
9	228,000	280,200	347,200	430,400	506,800
10	234,700	287,200	354,900	437,800	513,700
11	242,800	294,200	362,600	445,200	520,600
12	249,400	301,200	369,700	450,900	527,500
13	256,000	308,200	376,500	457,700	534,400
14	262,600	315,200	383,300	464,500	541,300
15	269,200	322,200	390,100	471,300	548,200

〔備考〕

- ① 歯科技工士の初任給は1級1号俸とする。
 ② 2級は主任・またはその担当の職務に就く者。
 ③ 3級は係長・またはその担当の職務に就く者。
 ④ 4級および5級は課長・所長・またはその担当の職務に就く者。